

# 中小企業等の**業務デジタル化・テレワーク導入**を支援します！

## 令和5年度デジタル技術活用推進支援事業補助金

中小企業者・小規模企業者のみなさんのデジタル技術等の新たな技術を用いた、新しい生活様式に対応した事業活動による積極的な生産性の向上の取組を募集します。

### 1 対象事業

#### デジタル技術活用推進支援事業（デジタル技術を活用した生産性向上に資する取組）

- ◎例えば、
  - ・オンラインシステム等を活用した遠隔での顧客支援や現場支援
  - ・A I - O C R等のデジタルシステム等による社内業務効率化 など

#### テレワーク導入支援事業（テレワーク制度の導入・拡大の取組）

- ◎例えば、
  - ・従業員のテレワーク実施のための機器購入、ソフトウェア等の購入
  - ・テレワークに対応した就業規則の作成又は変更に係るコンサルティング費用 など

※令和2年度以降に、佐賀市中小企業・小規模企業生産性推進事業補助金、デジタル技術活用推進支援事業補助金又はテレワーク推進事業補助金の交付を受けた者は応募できません。

### 2 概要

対象者	佐賀市内に本店を置く中小企業・小規模企業 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
対象経費	導入に係る備品購入、使用料及び賃借料、委託料
上限額、補助率	上限額 50万円 、 補助率 2分の1以内
募集期間	随時 ※予算の上限に達し次第、予告なく受付を終了することがあります。
成果目標	・デジタル技術活用推進支援事業 (1) 生産性の向上に取組むこと (2) 1年後に労働者を減少させず、労働生産性の向上が見込まれること ・テレワーク推進事業 (1) 従業員1人以上がテレワーク対象従業員となり、テレワークを実施すること (2) テレワーク対象従業員のテレワーク実施日数(※)が、週平均1日以上であり、その実施を1カ月以上継続していること ※テレワークを行う従業員1人ずつのテレワーク実施日数のことをいう。
注意事項	・インターネット購入の場合でも見積書、納品書、領収書の用意が必須 ・領収書はレシート不可

### 3 スケジュール

随時  
申請受付

内容審査  
交付決定

事業実施

実績報告  
～2月末日

補助金支払

【問合せ先】  
佐賀市経済政策課(市役所本庁6階)  
TEL 0952-40-7101

詳しくは佐賀市ホームページ  
「産業・事業者く企業支援く各種補助」  
をご覧ください。

